

令和8年4月10日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

ウラン濃縮工場に関する報告について

日本原燃（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○ウラン濃縮工場

- ・定期検査結果報告書

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 奥野 直子	
電話番号	(内線)	6487
	(直通)	017-734-9253
報道監	危機管理局 次長 気田 理一郎	

定期検査結果報告書

2026 濃 運 発 第 1 号
令 和 8 年 4 月 1 0 日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
神 正志 殿

日本原燃株式会社
執 行 役 員
濃 縮 事 業 部 長
西 條 政 明

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の定期検査の実施結果について別紙のとおり報告します。

六ヶ所ウラン濃縮工場 定期検査実施結果

1. 実施期間

令和7年5月8日 ～ 令和8年3月17日

2. 工程表

年月	令和7年			令和8年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
全体工程	—————			

3. 検査結果

検査項目	検査結果
核燃料物質の臨界防止に係る検査	核燃料物質の臨界防止に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
閉じ込めの機能に係る検査	閉じ込めの機能に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
火災等による損傷の防止に係る検査	火災等による損傷の防止に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
材料及び構造に係る検査	材料及び構造に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
搬送設備に係る検査	搬送設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
警報設備等に係る検査	警報設備等に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
放射線管理施設に係る検査	放射線管理施設に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
廃棄施設に係る検査	廃棄施設に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
非常用電源設備に係る検査	非常用電源設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。
通信連絡設備に係る検査	通信連絡設備に係る所定の機能が維持されていることを確認した。

4. 特記事項

特になし。